

四万十市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

平成23年 7 月11日
告示第81号

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市非木造住宅耐震診断費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この告示は、四万十市内にある既存非木造住宅の耐震診断を行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、住宅の安全性の向上を図り、市民が安心して住むことのできるまちづくりを進めるとともに、安全な居住環境に対する市民意識の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存非木造住宅 昭和56年 5 月31日以前に建築された住宅（戸建、長屋及び共同住宅であつて、併用住宅及び貸家を含む。）で鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 併用住宅においては居住の用に供されている部分がないもの
 - イ 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの
 - ウ 販売を目的とするもの
- (2) 構造設計一級建築士等 建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の 2 第 3 項の規定により構造設計一級建築士証の交付を受けた建築士又は鉄骨造の構造部分を有する住宅にあつては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあつては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう。
- (3) 非木造住宅耐震診断 既存非木造住宅の地震に対する安全性を構造設計一級建築士等が評価することをいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 現に居住の用に供している住宅又は居住の用に供す予定のある空き家住宅の所有者であること。ただし、市長がやむを得ないものとして認めた場合はこの限りでない。
- (2) 四万十市税及び高知県税を滞納していない者であること。

(補助対象事業)

第5条 補助対象となる事業は、補助対象者が行う市内の既存非木造住宅の耐震診断で、以下に定める要件を満たすものとする。

- (1) 一級建築士又は二級建築士により実施するもの（構造設計一級建築士等（構造設計一級建築士又は鉄骨造の構造部分を有する住宅にあつては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造構造部分を有する住宅にあつては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう。以下同じ。）でない者が実施するものについては、高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受けたもの）
- (2) 構造耐力上独立した 1 棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第123号）に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」の第 2 次診断法若しくは第 3 次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの

(補助限度額等)

第6条 補助対象経費は当該事業について補助対象者が支払いした金額とする。

2 補助金額は以下の金額とし第1項に掲げる補助対象経費を超えない金額とする。

(1) 戸建住宅及び併用住宅 1棟につき84,700円

(2) 共同住宅及び長屋 1棟につき169,400円

(補助金交付申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は様式第1号のとおりとし、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 市税を滞納していない者であることを証明する書類

(2) 耐震診断費見積書（内訳が記載されているものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要に応じて市長が指示する書類

2 申請者が補助金の交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申請者はこの現地調査等に協力しなければならない。

(補助金交付決定)

第8条 規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第2号のとおりとし、申請者に通知するものとする。

2 前項の決定に際しては、申請者及び耐震事業を行う事業者が四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）と認められるときは、補助金の交付はしないものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 規則第8条第1項ただし書の軽微な変更とは、補助金額に変更を及ぼさない変更とし、同項に規定する補助金等変更申請書は、様式第3号のとおりとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等変更申請書が提出され、変更が適当であると認められたときは補助金変更決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する補助金等実績報告書は様式第5号のとおりとし、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する3月25日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断報告書（写し）

(2) 構造設計一級建築士等でない者が診断を行った場合は、高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査結果報告書又は同等の審査結果報告書（写し）

(3) 耐震診断請負契約書（写し）

(4) 耐震診断代金領収書（写し）

(補助金の確定及び交付)

第11条 規則第15条に規定する補助金等の確定に係る通知は、補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

2 規則第16条第2項に規定する補助金等交付請求書は、様式第7号のとおりとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業者等は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年5月8日告示第42号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年7月3日告示第81号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月1日告示第24号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年5月21日告示第61号）
この告示は公布の日から施行し、令和7年度事業から適用する。

年 月 日

四万十市長 様

〒

住 所
フリガナ
氏 名



生年月日

電話番号

四万十市非木造住宅耐震診断費補助金交付申請書

四万十市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 耐震診断の概要

建 築 物	所 在 地	四万十市
	所 有 者	
	建 築 年 次	・昭和 年 月頃完成 ・不 明
診断する一級建築士又は 二級建築士		
所属する設計事務所等		
耐震診断費（見積額）		

3 添付書類

- (1) 市税を滞納していない者であることを証明する書類
- (2) 県税を滞納していない者であることを証明する書類
- (3) 耐震診断費見積書（内訳が記載されているものに限る。）

4 同意事項（次の項目に同意する場合は、□にチェックをしてください。）

- ☐ 本申請による耐震診断実施のために必要な、市が保有する私の個人情報の利用に同意します。
- ☐ 私は、四万十市補助金等交付規則（平成 17 年四万十市規則第 35 号。以下「規則」という。）の規定を熟読したうえで、規則第 4 条第 2 項に規定する排除措置対象者に該当する者でないことを誓約するとともに、申請者欄に記載した者（団体又は法人の場合はその構成員すべてを含む。）が同項に規定する排除措置対象者に該当する者でないことを、中村警察署に照会することに同意します。

第 年 月 号
日

様

四万十市長



四万十市非木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました四万十市非木造住宅耐震診断費補助金については、四万十市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 交付の条件

- (1) 四万十市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この決定通知に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (3) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

3 耐震診断業務の実施と今後の手順

- (1) この通知を受け取った後は、いつでも耐震診断に着手していただいてもかまいません。耐震事業を行う事業者と日程を協議したうえで耐震診断請負契約を締結して、速やかに業務実施をお願いします。
- (2) 耐震診断費が上記の補助金交付決定金額を下回らない変更については、市への変更手続きは不要ですが、(1)の耐震診断請負契約書の変更手続は行ってください。
- (3) 耐震診断が完了し耐震診断報告書が事業者から提出されましたら、その診断内容について事業者から説明を受けて、耐震改修が必要な部分など問題点を把握していただくようお願いします。
- (4) 耐震診断報告書の提出と説明を受けた後、事業者からの耐震診断請負費の請求に基づき、領収書と引き換えに耐震診断請負費を支払ってください。
- (5) 耐震診断請負費の支払が終了しましたら、速やかに市に対して別添「四万十市非木造住宅耐震診断費補助金実績報告書」に次の書類の写しを添付して提出してください。

ア 耐震診断報告書

イ 構造設計一級建築士等でない者が診断を行った場合は、高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査結果報告書又は同等の審査結果報告書

ウ 耐震診断請負契約書

エ 耐震診断代金領収書

注意：提出期限は、耐震診断請負費の事業者への支払の日から30日を経過した日又は事業年度に属する3月25日のいずれか早い日となります。補助金の交付は、実績報告書の提出後に市から補助金の確定通知が出され、あなたがそれに対して補助金請求書を提出してからになります。

4 特記条件

この補助金交付決定後、申請者（団体又は法人の場合はその構成員すべてを含む。）及び耐震事業を行う事業者（団体又は法人の場合はその構成員すべてを含む。）が、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号）第4条第2項に規定する排除措置対象者に該当していることが判明した場合は、直ちに交付の決定を取消しますのでご注意ください。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

四万十市長 様

〒

住 所

フリガナ
氏 名



電話番号

四万十市非木造住宅耐震診断費補助金変更申請書

四万十市非木造住宅耐震診断費補助金について、下記のとおり変更したいので、四万十市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

補助事業の変更の内容	
変更の理由	
補助事業の変更後の経費の所要額	円
変更後の交付申請額	円

（添付書類）

耐震診断費見積書（変更後の経費の所要額が分かる書類）

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十市長



四万十市非木造住宅耐震診断費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました四万十市非木造住宅耐震診断費補助金については、四万十市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

補助事業の変更の内容	
変更の理由	
補助事業の変更後の経費の所要額	円
変更後の交付決定額	円

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

四万十市長 様

〒

住 所

フリガナ
氏 名



電話番号

四万十市非木造住宅耐震診断費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知がありました四万十市非木造住宅耐震診断事業費補助金については、四万十市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付精算額 金 円

2 補助事業の概要

耐震診断住宅の所在地	
耐震診断住宅の所有者	
耐震診断を行った 構造設計一級建築士等	
所属する設計事務所等	
耐震診断費支払額	円

※添付書類

- (1) 耐震診断報告書（写し）
- (2) 構造設計一級建築士等でない者が診断を行った場合は、高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査結果報告書又は同等の審査結果報告書（写し）
- (3) 耐震診断請負契約書（写し）
- (4) 耐震診断代金領収書（写し）

第 号
年 月 日

様

四万十市長



四万十市非木造住宅耐震診断費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった四万十市非木造住宅耐震診断費補助金については、四万十市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 確定交付金額 金 円

2 補助金の請求について

別添「四万十市非木造住宅耐震診断費補助金交付請求書」に必要事項を記入し押印のうえ市に提出してください。補助金の交付は、当該請求書を市が受理した後、概ね 20 日以内に指定の口座へ振り込みとなります。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

四万十市長 様

〒

住 所

フリガナ
氏 名



電話番号

四万十市非木造住宅耐震診断費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により確定通知を受けた四万十市非木造住宅耐震診断費補助金について、四万十市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求金額 金 円

※上記補助金は次の金融機関の口座に振り込んでください。

1	フリガナ		
	口座名義		
2	金融機関名		
3	預金種別及び口座番号	普通 ・ 当座	

※口座名義人は請求者と同一であること。